

10月15日～21日 行政相談週間

私たちの生活は行政と深くかわつています。行政に対する不満や要望などがありましたら、悩まずにまず相談してみませんか。

〈行政相談委員〉

- ・田村金一(芦田字天下道上) ☎48-3182
- ・小池千鶴子(花岡町字猫鼻) ☎46-1279

※行政に関する相談は、お気軽に相談委員へどうぞ。

〈行政相談所を開設〉

- 10月16日(月) 十二所公民館
- 17日(火) 二井田公民館
- 18日(水) 真中公民館
- 19日(木) 市役所相談室

10月の各種相談日

法律・2日、16日	9時～12時30分
※事前に市民生活課(内線214)へお申し込みください。	
交通事故・10日、17日、24日	10時～15時
家庭教育・毎週月曜日	9時～16時
社会保険・毎週水曜日	10時～15時
国 税・25日	10時～14時
会 場 ・ 市役所会議室	

10月20日(金) 矢立公民館
21日(土) 市役所相談室
じかん・10月21日は9時～12時、その他は9時～15時までです。
問い合わせ
市民生活課(内線206)

お気軽にどうぞ

無料人権相談所

大館人権擁護委員協議会と秋田地方事務局大館支局では、無料人権相談所を開設します。土地や家屋の問題で困っている人、近所とのトラブル、子供のいじめ問題や家庭内のもめごとを悩んでいる人、その他心配ごとをかかえている人は、お気軽にご相談ください。

相談内容は、一切秘密に扱います。
とき・10月5日(木) 10時～15時
ところ・釈迦内公民館

火災情報は

☎42-0119

大館広域消防本部では、電話による「火災発生情報サービス」を行っています。

消防車のサイレンを聞き、火災発生場所などの情報を知りたいときは、電話42-0119番へお問い合わせください。
火災情報を知りたいために、

119番に電話すると、実際の火災や救急事故の通報が遅れ、重大事故につながる恐れがありますので、ご協力願います。

中央公民館

サークル会員募集

▽大正琴第三サークル
とき・毎月第1・3水曜日
午前10時～12時

※参加ご希望の人は、例会日に直接会場でお申し込みください。
問い合わせ・中央公民館 ☎42-4369

ラジオ体操 終了大会



とき・10月10日(火)

午前7時開始
ところ・長木川市民ひろば
問い合わせ
中央公民館 ☎42-4369

※当日午前六時に花火で開催の合図をします。雨天の場合は中止します。

市民の善意

▽福祉事務所扱い
高山忠さん(相染沢中袋)10万円
高野博さん(赤館)100万円
電動ベット、100万円

安い掛け金で福利厚生の上を

勤労者共済会会員募集中!

大館市勤労者共済会は、市内の事業所や商店などに勤務している人と事業主の福利厚生の上を目的として設立されました。

現在、会員四百九十三人を有し、共済金の納付やレクリエーション事業などの共済活動を行っています。

〈入会の方法〉

所定の申込書(商工課に備え付け)に、入会金千円を添えてお申し込みください。

〈共済金給付事業〉

一覧表をご覧ください。
〈レクリエーション事業〉
・バス旅行 ・ボウリング大会
・新春パーティーなど

〈保養施設利用援助事業〉

矢立ハイツ、峠の家、清風荘、くらかけ荘に宿泊の場合、会員千円、家族五百円を助成します。

〈入会できる人〉

市内の事業所や商店などに勤務している人及び事業主。
ただし、入会は六十歳(事業主は六十五歳)までで、六十五歳(事業主は七十歳)になったとき、次のとおりです。

〈入会できる人〉

市内の事業所や商店などに勤務している人及び事業主。
ただし、入会は六十歳(事業主は六十五歳)までで、六十五歳(事業主は七十歳)になったとき、次のとおりです。

〈入会できる人〉

市内の事業所や商店などに勤務している人及び事業主。
ただし、入会は六十歳(事業主は六十五歳)までで、六十五歳(事業主は七十歳)になったとき、次のとおりです。

種類	内 容	額(円)
死亡弔慰金	本 交通事故・不慮の災害	1,000,000
	人 その他	100,000
	生計同一の親族	5,000～50,000
傷害(病見舞金など)	交通事故 障害5級から1級まで	500,000～1,000,000
	その他入院・通院等1日につき	500～2,000
	不慮の災害障害5級から1級まで	500,000～1,000,000
	両親の交通事故死等の場合の遺児に対して(小学校入学2年前から高校卒業まで)	毎月4,000
祝 金	結婚	20,000
	出生、子の小学校入学・中学校卒業、年祝等	10,000
退職 別	定年退職、自己都合退職	10,000～50,000
	退会 (会員期間が3年を経過した場合、その後1年ごとに1,000円加算)	3,000
住 宅 災 害	地震、噴火を除く火災での損害	50,000～200,000
	地震、噴火による火災での損害	5,000～50,000
	火災以外の災害による損害	10,000～100,000
	交通災害などによる一部損壊	5,000